

平成 28 年 12 月 28 日
産 業 政 策 課
担当者 山森、加藤
内線 4422、4424
外線 (076)225-1513

文部科学省「地域科学技術実証拠点整備事業」の採択について

石川県では炭素繊維複合材料分野において、これまで「いしかわ次世代産業創造ファンド」を創設し、県内企業の研究開発を支援するとともに、部品等の試作・評価を支援する「いしかわ次世代産業創造支援センター」を工業試験場に整備したほか、研究者の招へいや金沢工業大学「革新複合材料研究開発センター(ICC)」の整備等を支援してきたところです。

本取り組みを加速させるために、文部科学省の「地域科学技術実証拠点整備事業」に金沢工業大学と共同で提案したところ、採択されましたので、お知らせします。

本事業は、産学官が一つ屋根の下に集い、共同研究開発を通じて事業化の加速等を行う施設・設備の整備を支援するものであり、全国で22拠点が採択されました。

ご参考に文部科学省の報道発表資料を添付いたします。

<提案の概要>

1. 拠点名：複合材料の高速・連続製造プロセス開発による革新複合材料の実証開発拠点
2. 提案者：金沢工業大学、石川県による共同提案
3. 事業概要：産業界から期待される自動車、航空機分野への適用開発や、土木・建築分野等の次世代インフラシステムに係る研究開発における事業化に向けた試作開発、実証評価
4. 拠点設置場所：金沢工業大学やつかほりサーチキャンパス内
(ICC 横の駐車場スペースに増築)



平成28年12月28日

平成28年度補正「地域科学技術実証拠点整備事業」 採択拠点の決定について

文部科学省の支援施策である平成28年度補正「地域科学技術実証拠点整備事業」に応募があった提案の中から、外部有識者の審査を踏まえ、22件の採択を決定しましたのでお知らせします。

<別添1> 地域科学技術実証拠点整備事業採択拠点一覧

<別添2> 地域科学技術実証拠点整備事業審査委員会委員一覧

<別添3> 地域科学技術実証拠点整備事業の審査に関する利益相反の考え方

1. 地域科学技術実証拠点整備事業について

(1) 概要

地域の大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を事業化につなげ、地域が成長しつつ一億総活躍を実現していくために、企業と大学・公的研究機関等が連携し、研究等の成果を実証するための施設・設備を整備するものです。大学・公的研究機関等を拠点として研究室、複数企業及び地方自治体が一つの施設等に結集し、産学官連携体制を強化し、民間資金を呼びこみつつ、地域で生まれた研究開発成果の地域による事業化の実現により、地域の雇用創出と経済活性化を目指します。

2. 選定方法

(1) 公募結果

公募期間：平成28年10月14日（金曜日）～11月11日（金曜日）

提案件数：63件

(2) 審査・選定方法

「地域科学技術実証拠点整備事業公募要領」、「地域科学技術実証拠点整備事業審査実施要領」及び「地域科学技術実証拠点整備事業の審査に関する利益相反の考え方」に基づき、外部有識者により構成される「地域科学技術実証拠点整備事業審査委員会」における審査を踏まえ、文部科学省において採択を行いました。

（お問い合わせ）

科学技術・学術政策局

産業連携・地域支援課長 坂本 修一

地域支援企画官 寺崎 智宏

専門職 濱 健志朗

電話：03-5253-4111（内線3894）

03-6734-4194（直通）

地域科学技術実証拠点整備事業採択拠点一覧

	拠点名	事業者
1	寿命革命を実現する「革新的地域ライフィノベーション創造拠点」	国立大学法人弘前大学
2	岩手大学次世代技術実証研究ラボ	国立大学法人岩手大学
3	有機材料システム事業化開発センター	国立大学法人山形大学
4	先進的ロボット技術による地域潜在カインノベーション推進拠点	国立大学法人宇都宮大学
5	群馬次世代モビリティ社会実装研究拠点	国立大学法人群馬大学
6	千葉ヨウ素資源イノベーションセンター	国立大学法人千葉大学
7	産学官民の改革を駆動する産学協創プラットフォーム拠点	国立大学法人東京大学
8	IoTとIT創薬による京浜「頭脳」地域化に向けた実証拠点群	国立大学法人東京工業大学
9	富山県ものづくり研究開発センターセルロースナノファイバー製品実証・試作拠点	富山県（工業技術センター）
10	複合材料の高速・連続製造プロセス開発による革新複合材料の実証開発拠点	学校法人金沢工業大学
11	ふくいスマートデコミッションング技術実証拠点	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
12	ファイバー・ベンチャーエコシステム形成拠点（仮）	国立大学法人信州大学 長野県（工業技術総合センター）
13	岐阜大学スマート金型開発拠点	国立大学法人岐阜大学
14	はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点	国立大学法人浜松医科大学
15	愛知発・産学官共創の次世代半導体GaN研究開発拠点	国立大学法人名古屋大学
16	高齢者の安心快適実現：ロボティクススマートホーム研究実証拠点	学校法人藤田学園藤田保健衛生大学
17	超スマート社会のインフラとしてのエネルギーインターネット	国立大学法人京都工芸繊維大学
18	大阪産学官民オープンイノベーション拠点	国立大学法人大阪大学
19	国産医療用ロボット等革新的医療機器の統合型研究開発・創出拠点	公益財団法人神戸国際医療交流財団 国立大学法人神戸大学
20	とっとり発医療イノベーション（創薬）産学官連携研究開発実証拠点	国立大学法人鳥取大学
21	ひびきの次世代産業創出拠点	国立大学法人九州工業大学
22	自然共生型産業イノベーションセンター	国立大学法人熊本大学

※申請時の内容に基づき記載

地域科学技術実証拠点整備事業審査委員会

委員一覧（五十音順・敬称略）

（◎は座長、役職は平成28年11月現在）

- 池 端 正 一 大和ハウス工業株式会社 総合技術研究所フロンティア技術研究室
室長
- 井 上 潔 株式会社アーク・イノベーション 代表取締役
- ◎ 岩 渕 明 国立大学法人岩手大学 学長
- 上 野 武 国立大学法人千葉大学
キャンパス整備企画室室長兼大学院工学研究科教授
- 梅 田 和 宏 エムスリーアイ株式会社 代表取締役
- 木 村 雅 和 国立大学法人静岡大学 理事（研究・社会産学連携担当） / 副学長
- 高 野 芳 徳 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士
- 西 澤 民 夫 一般社団法人オープンイノベーション促進協議会 代表理事
- 野 城 智 也 国立大学法人東京大学 生産技術研究所教授・工学博士
- 渡 辺 久 恒 知的財産高等裁判所 東京地裁・大阪地裁専門委員

地域科学技術実証拠点整備事業の審査に関する利益相反の考え方

本事業の審査に関する利益相反の範囲及び運用については、次のとおりとする。

1. 範囲

(1) 利益相反に該当する場合

- ・委員が提案者及び参画企業のいずれかの機関に所属している場合
- ・委員がプロジェクト参画者等として提案内容に含まれる場合
- ・委員が所属する組織の構成員がプロジェクト参画者等として提案に含まれる場合
- ・委員が自ら中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合
- ・その他、委員が中立・公正な審査を行うことが困難であると、文部科学省が判断する場合

(2) 「委員が所属する組織の構成員」の定義

- ・委員が所属している大学・大学院の同じ学部学科・研究科専攻に現在所属している者
- ・委員が所属している公的な機関の同じ部門等に現在所属している者
- ・委員が所属している企業及びその企業の連結決算の対象となる関連会社に現在所属している者

(3) 中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合

- ・親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密なプロジェクト・共同研究等を行う関係（例えば、共同プロジェクト・研究の遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバー、特許の共同出願人等、本事業の遂行上、緊密な関係にあると見なされるもの）
- ・密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ・委員の所属する組織と提案自治体の密接な関係（委員の所属する大学が立地する自治体と提案自治体が同一の地域の場合等）
- ・提案の採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(4) その他の取扱い

- ・委員が所属する大学・公的機関の構成員が、プロジェクト参画者として提案に含まれるときは、学部学科・研究科専攻、部門等にかかわらず、原則、利益相反の範囲に該当するものとする。
- ・利益相反関係にある可能性のある者（組織）が、関係者（機関）等として提案されているなど、委員との実質的關係について、事實關係が不明、もしくは直接關係がないと判断するときは、利益相反に該当しないものとして審査を行うことが

できる。

- ・委員が所属する組織のクライアント等が、プロジェクト参画者または研究開発に参画する者として提案に含まれていても、委員の担当するクライアントではないなど、中立・公平に審査を行うことができると判断するときは、利益相反の範囲に該当しないものとして審査を行うことができるものとする。

2. 運用

- ・委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、審査の対象となる機関と利害等が関係する委員については、当該機関からの提案に関する審査を行わないこととする。
- ・審査委員会においても当該事案に関するヒアリング及び個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。ただし、座長が退席する場合には、副座長またはそれに代わる者が個別合議の統括をするものとする。
- ・その他、利益相反に係る事項に関して、判断の必要が生じる場合には、文部科学省が判断を行う。